

第 4 回

熊本県議会

農林水産常任委員会会議記録

平成27年12月14日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 4 回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

平成27年12月14日（月曜日）

午前9時58分開議

午前11時25分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成27年度熊本県一般会計補
正予算(第5号)

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）に
ついて

報告事項

①新規就農者の状況（平成27年5月1日
時点）について

②平成26年度の野生鳥獣による被害状況
について

出席委員（8人）

委員長 浦田 祐三子
副委員長 山口 裕
委員 山本 秀久
委員 前川 收
委員 吉永 和世
委員 磯田 毅
委員 岩本 浩治
委員 大平 雄一

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

農林水産部

部長 濱田 義之
政策審議監 田中 純二
経営局長 田中 信行
生産局長 園田 誠
農村振興局長 小柳 倫太郎
森林局長 江上 憲二
水産局長 平岡 政宏

農林水産政策課長 白石 伸一
首席審議員兼団体支援課長 山口 洋一
農地・農業振興課長 川口 卓也
農地・農業振興課政策監 鳥井 修
担い手・企業参入支援課長 吉野 昇治
流通企画課長 荒木 亮
むらづくり課長 村山 直康
農業技術課長 下舞 睦哉
農産課長 酒瀬川 雅士
園芸課長 潮崎 昭二
畜産課長 中村 秀朗
農村計画課長 池田 雄一
農地整備課長 西森 英敏
技術管理課長 原 俊彦
森林整備課長 赤羽 元
林業振興課長 宮田 修
森林保全課長 三原 義之
水産振興課長 木村 武志
漁港漁場整備課長 長井 英治
農業研究センター所長 松尾 栄喜

事務局職員出席者

議事課課長補佐 小夏 香
政務調査課課長補佐 春日 潤一

午前9時58分開議

○浦田祐三子委員長 おはようございます。

ただいまから、第4回農林水産常任委員会
を開会いたします。

本日の委員会に1名の傍聴の申し出があり
ましたので、これを認めることにいたしまし
た。

次に、本委員会に付託された議案等を議題
とし、これについて審査を行います。

議案等について執行部の説明を求めた後
に、質疑を受けたいと思います。なお、審議

を効率よく進めるため、執行部の説明は着席のままで簡潔に行ってください。

それでは、農林水産部長から総括説明を行い、続いて関係課長から順次説明をお願いします。

○濱田農林水産部長 おはようございます。

初めに、10月中旬の香港への管外視察、大変お世話になりました。私どもも同行させていただきましたさまざまな御提案、御意見、今後の熊本香港事務所の活動並びに我が農林水産部の輸出施策に生かしていきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

それでは、今回提案しております議案等の概要を御説明します。

今回提案しておりますのは、一般会計補正予算でございます。

補正の主な内容としては、1つ目に、農地中間管理機構に農地を貸し出した地域などに対する国の機構集積協力金の交付に要する経費、それから2つ目に、台風15号による被災農家の経営再建に向けました施設等の復旧支援、3つ目に、市町村実施の林道施設災害復旧に要する経費など、こういったものを代表といたしまして総額15億余の増額補正をお願いいたしております。

これにより、一般会計、特別会計の補正後の予算総額は693億円余となります。

また、あわせて早期発注により来年度前半の事業量を確保し、年間を通じた事業執行の平準化を図るために、いわゆるゼロ県債の設定もさせていただいております。

さらに、繰越明許費の設定もあわせてお願いをいたしております。

以上が今回提案いたしております議案の概要でございます。よろしく願いいたします。

また、その他報告事項といたしまして2つ用意しております、新規就農者の状況、そ

れから野生鳥獣による被害状況の2件について御報告申し上げます。

詳細については、それぞれ担当課長から説明させていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○白石農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

お手元の農林水産常任委員会説明資料の1ページをお願いいたします。

平成27年度12月補正予算総括表でございます。

補正額(B)の一番下の欄をごらんください。

農林水産部全体で15億円余の増額補正で、補正後の総額は693億3,000万円余となっております。

補正予算の詳細につきましては、各課から説明いたします。

続きまして、12ページをお願いいたします。

平成27年度繰越明許費の設定でございます。

設定額につきましては、今年度の事業進捗状況等を踏まえて算出しております。

一番下の合計額でございます。

農林水産部全体で124億5,000万円余となっております。

農林水産政策課は以上でございます。

○川口農地・農業振興課長 資料の2ページをお願いいたします。

農村地域農政総合推進事業費の中で、右側の説明欄をごらんいただきたいと思います。

農地集積加速化事業、8億3,600万円余の増額補正をお願いしております。

中身につきましては、説明欄に記載しておりますとおり、農地中間管理機構に農地を貸し出した地域、農家に交付する国の機構集積協力金の増でございます。御審議のほどよろし

くお願いいたします。

○吉野担い手・企業参入支援課長 担い手・企業参入支援課でございます。

3ページをお願いいたします。

農業構造改善事業費で4億円の補正を計上しております。

これは、8月に発生いたしました台風15号により被災した農業施設等の再建、修繕等に対しまして、事業費の3割以内を助成するものでございまして、国の経営体育成支援事業が適用されることとなったため、所要額を計上するものです。財源は全額国庫支出金でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○村山むらづくり課長 説明資料の4ページをごらんください。

国庫支出金返納金でございます。1,574万円を計上しております。

これは中山間直接支払事業の国庫返納金です。過年度の事業費確定等に伴う国庫支出金の返納金としてございますけれども、このうちの大半は南阿蘇村における対象農用地での無断転用による補助金返還でございます。

以上でございます。

○下舞農業技術課長 農業技術課でございます。

説明資料の5ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加でございます。

現在28カ所で調査を行っています阿蘇火山の降灰量等の調査委託を行うものでございますが、平成28年当初から継続的に実施するためには年度内に契約を行う必要があります、入札やその準備期間を考慮いたしまして、今回の補正予算で債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

農業技術課は以上でございます。

○酒瀬川農産課長 農産課でございます。

予算関係資料の6ページをお願いいたします。

農作物対策費につきまして、生産総合事業の国庫返納金でございます。

消費税の仕入れ控除税額の確定などに伴う国庫への返納でございまして、139万8,000円の増額をさせていただくものであります。

農産課は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○赤羽森林整備課長 森林整備課でございます。

説明資料の7ページをお願いいたします。

まず、県有林費で980万円余の補正をお願いしております。

これは、県が管理しております分収林の立木を売り払いしたところ、予定よりも収入が上回り、この結果、土地所有者へ支払う分収交付金が増加したことによるものでございます。

次に、林道災害復旧費ですが、1,900万円の補正をお願いしております。

これは台風15号により被災した県有林の林道の復旧工事を行うものでございます。

以上、森林整備課として2,880万円余の増額補正を提案させていただいております。どうぞ御審議のほどよろしくお願いいたします。

○宮田林業振興課長 林業振興課でございます。

説明資料の8ページをお願いいたします。

現年林道災害復旧費につきまして、1億8,580万円余の増額補正をお願いしております。

説明欄に記載しておりますように、市町村が施行します台風等によります林道施設災害の復旧に補助をするものです。

林業振興課は以上です。よろしくお願ひいたします。

○三原森林保全課長 森林保全課でございます。

予算関係資料の9ページをお願いいたします。

第1段目の治山費について、3,580万円の増額補正をお願いしております。

これは、台風15号により発生いたしました山地の崩壊等を早急に復旧するため、国庫補助の対象とならない人家裏等を、説明欄に記載しておりますとおり、単県治山の県営事業や市町村営事業として、八代市、山江村、球磨村で4カ所を復旧することとしております。

次に、3段目で、ゼロ県債として、限度額3,700万円の債務負担の設定をお願いしております。

これは、平成24年の熊本広域大水害で既設の治山ダムに異常に堆積いたしました土石の撤去を、単県治山の県営事業で行うものでございます。阿蘇市など3カ所で予定しております。

森林保全課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○長井漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

説明資料の10ページをお願いいたします。

まず、2段目の水産環境整備事業費でございますが、右側の説明欄のとおり、4億1,000万円の債務負担行為の追加をお願いしております。

これは、有明海東及び八代海におけます覆砂事業で、来年度の施行を予定しております箇所につきまして、ノリ養殖の開始時期までに工事を完了させるために、年度内の契約が必要となるので、ゼロ国債の設定をお願いするものです。

次に、4段目の単県漁港改良事業費では、説明欄のとおり、500万円の債務負担行為の追加をお願いしております。

こちらは、波が堤防を越えることによる背後地施設への被害が懸念される箇所につきまして、台風やノリ時期までに消波施設の整備を行う必要があるため、ゼロ県債の設定をお願いするものです。

続きまして、11ページをお願いいたします。

1段目の漁港関係港整備事業費で、説明欄のとおり、1億円の債務負担行為の追加をお願いしております。

施設の長寿命化対策として、来年度施行を予定しております護岸及び防波堤の補修につきまして、ノリ養殖開始時期までに工事を完了させるために、ゼロ国債の設定をお願いするものです。

3段目の現年漁港災害復旧費では、説明欄のとおり、50万円余の増額補正をお願いしております。

こちらは、ことし8月の台風15号により被災しました市管理漁港における災害復旧事業費事業の指導監督を行うためでございます。全額国費でございます。

漁港漁場整備課は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○浦田祐三子委員長 以上で執行部の説明が終了いたしましたので、質疑を受けたいと思います。なお、質疑を受けた課は、課名を言って、着席のまま説明をしてください。

それでは、質疑はありませんか。

○前川収委員 2ページの農地集積加速化事業で、国庫からたくさんお金が入ってきたということですから、日本で一番集積が進んでいると言っているから、私もそう思っていますけれども、御努力をいただいていることに敬意を表したいと思います。

この集積加速金と、それから中山間との関連についてちょっと聞きたいんですけども、中山間のほうは返納金があるということですが、主に目的外使用があつて、その分の返納金だという話ですけども、気になるのが、中山間でいわゆる耕作放棄になってくると、だんだん中山間の支払交付金のほうは減ってくるわけですね。中山間地域の支払交付金が減ってくる。一方で、中間管理機構というのが、中山間地域も含めて集約化を図っていこうという形になっていくと思っておりますが、中山間地域の現状というんですか、数字的な、まあ耕作がどういう状況に今あるのか。それと、この農地集積との関連、まあ相関関係、2つの課にまたがっていますから、きちっと整理されているかどうか、私わかりませんが、非常に関連が深いというふうに思っております、その点について何かわかれば教えていただきたいと思ひますし、この中山間の直接支払制度で減っている分は、返納金だけではないと思ひているんですね。全体的な部分でも減っているのかなというふうに思ひますが、そこも含めて教えてもらえればと思ひます。

○川口農地・農業振興課長 今中山間地域のお話をいただきました。

熊本県で目標としていますのは、8割の集積というのを目標に掲げております。平成35年度までなんですけれども、これは現在の状況を申し上げますと、平たん地域でしたら、今6割超がもう担い手への集積を終わっています。その中山間地域の中でも、中間的な地域、それと山間的な地域2つございますけれども、中間的な地域については約3万9,100ヘクタールの農地面積がございますけれども、このうち約5割が担い手への集積が進んでいるということ、それと、山間地域なんですけれども、ここが4,600ヘクタールの農地面積なんですけれども、約2割しかやっぱり

農地集積は進んでいません。要は、これから力を入れていかないといけないところは、やっぱりこの中山間地域に対する集積に力を入れていかないといけないというふうに考えております。

○村山むらづくり課長 中山間直接支払いについてでございますけれども、今回の返納金につきましては、無断転用等あるいは過払いによる返還ということで、委員から御指摘のあった、例えば高齢化等による耕作放棄の増加による返還金ではございません。

また、25年、26年度の直接支払いの実績に関しては、ふやしてございますが、ただ、御指摘のとおり、27年度、4期対策に向けてという観点では、やはり——今正確な数字は確定していませんけれども、やはり高齢化等の影響で交付対象面積が減少する可能性が高いという状況がございます。

そういった観点で、直接支払いとしては、集積の施策と並行しまして、集積がならずともしっかりと農地を守っていくと、そういった取り組みをしっかりとやってまいりたいと思ひてございます。

以上です。

○前川収委員 直接支払いは、たしか5年ごとに見直していくということでしたから、中間ではそんなに大きく変わらないと思ひますが、5年目はいつなのかな。来年か、再来年ぐらいですかね。

○村山むらづくり課長 本年度からでございます。27年度から4期対策が始まっています。

○前川収委員 もう始まったんですね。

○村山むらづくり課長 はい。

○前川収委員 じゃあ、4年後ですね。その4年後がどうなっているかというのがとても気になるというんですか、そのときに5年間たったらこうなっていたというのが、かなりショッキングな数字が出てきやしないかなという心配をいたしております。

中山間はそういう状況で、なおかつ農地集積のほうも、今数字をおっしゃいましたけれども、やっぱり中間的な中山間は結構頑張っていて50%まで集積が進んでいるということですが、けれども、本当の厳しい山間地域はやっぱり2割しか集積ができてないということでしょうから、最終的にこの中山間の中の山間地域をどうやって営農していくのか。

手法の1つは、当然これは集約化していくということだろうと思いますが、まあ農地の条件から見ると、非常に集約化も難しいところもあるかなというふうにも思っています。中山間の中の山間地域というのは、農業、林業、それから現金収入をいろいろやるとか、複合経営と言うんですかね、農業だけで家計を立てているところは、本当の山の中は少ないですね。

農業は、農業——田んぼも持っているけれども、山もありますとか、農業をやりながらシイタケをつくっているとか、時々は間伐もやりますとか、そういう昔回っていた複合的な経営がなかなか今崩れてしまっているというのが、非常に山間地域の厳しい視点かなというふうに思っています。できれば林務も含めて、もちろん漁港地域、漁村地域であれば漁業も含めて、もうちょっと大きな枠組みで、農業という視点だけじゃなくて、ここは農林水産委員会ですから、複合的に——集積だけじゃなくて、それらの、要はその山間地域で暮らす皆さん方の家計を立てていけるだけの収入をどこから得るかということ、そこが大事な視点なので、それがなければ間違いなくもう農業はできません。やめます。飯が食えないのに、それをやる人はいませんか

ら。

そういう視点を持つことが1つと、それから、もうちょっとその辺のことを何かデータ化して整理して、やっぱり中山間の直接支払制度の中でもう少し、いわゆる多面的機能、山間地域の中で農業を続けていただく、林業を続けていただくことによる多面的な機能というものをもうちょっと評価してもらいながら、そこで暮らせる、家計の足しになる、まあ補助と言ったら言い方がいいか悪いかわかりませんが、そういうものもやっぱり熊本県で少し考えて、構築していただければありがたいなと思っています。

というのは、農地中間管理機構だって、熊本県が全国に先駆けて取り入れていって、それを全国版で今やっている。1年先行でやったわけですから、そういう中山間の山間地域のあり方——農業だけじゃなくて、あり方というのを農林水産部でもう一回しっかり構築していただければありがたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○濱田農林水産部長 今前川委員からの御指摘もごもっともでございます。本会議でも、この中山間地、どうするんだという論議がございました。非常に我々としても、一番心配をしているところでございます。

今委員おっしゃったように、複合的ななりわいでその中山間地が維持されてきたという歴史もあるし、そこが生命線だったというふうに思っています。これは、我々も、今度TPPの不安もございますので、そういったところも踏まえてしっかりと、この現場をもう一つ、何といいますか、実態をつまびらかにして、その上で対策を立てたいなというふうに思っております。

今回、補正で地域創生の交付金あたりも来るやに情報を聞いております。そういったところに向けて、熊本県として、一歩先にそういった対策に取り組んでいきたいと今思っ

いるところでございますので、またよろしく
お願いいたします。

○前川収委員 ぜひお願いしたいと思いま
す。

ここは農業だから、農業の視点だけで見る
と、もう間違ってしまうなと思っていますの
で、複合的とおっしゃいましたけれども、そ
ういう視点を持っていただきたいと思いま
す。

多分、集積が進んだから中山間地域が残り
ましたにはならない可能性があると思いま
す。集積をされた、受けた人たちは残って
も、それ以外はもうみんななくなっちゃっ
たということもあり得る話ですから、ぜひそ
ういう複合的な視点でもう一回、熊本型でい
いますから、考えてみていただきたい。我々
も、しっかり現場を見ながら知恵を出してい
きたいと思っておりますので、よろしくお願いま
す。

以上です。

○浦田祐三子委員長 ぜひ取りまとめいただ
ければなと思っておりますので、また今後の対策を
よろしくお願いたします。

ほかに質疑のあられる方はいらっしゃいま
せんか。

○吉永和世委員 担い手不足とか、そういつ
た関係で農業をやめていかれる方もおられる
状況の中で、今回台風15号の災害によって一
一やる気を持って農業に従事されている方々
もいらっしゃると思うんですけれども、この
台風で、何かしらぬけれども、まあ県のほう
でいろいろと対応はいただいていると思うん
ですが、結局再建に向けて——もう全てが再
建されたというふうに思っと思ってよろしいん
ですかね。

○吉野担い手・企業参入支援課長 担い手・

企業参入支援課でございます。

台風15号の被害は、大きかったのは大きか
ったですけれども、1つは共済制度、それか
ら単県のほうでつくりました支援制度、それ
から今回の国のほうからいただきます経営体
育成支援事業、支援についてはかなり充実し
たものができたのではないかなというふうに
思っております。

台風の被害を受けて、そういうふうに意識
を折る方がなるだけいけないように、今回もし
っかりやってきたつもりでございますし、今
後もそういうふうに台風等被害があった場合
には取り組んでいこうというふうに思ってお
ります。

以上です。

○潮崎園芸課長 園芸課でございます。

ハウスの被害関係、非常に今回の台風15号
では多うございまして、被害金額で19億とい
う確定額が出ました。それに対して、県単で
その復旧を支援するという事で予算も措置
してやっているんですけれども、今状況とし
ましては、19億の被害に対して、ビニールだ
けの被害というのが結構多うございます。今
現在、まだ市町村のほうと協議を進めている
んですけれども、ハウスの復旧に対しまして
は、200戸程度の農家から、単県の予算を使
ってハウスの復旧をしたいという、今そいう
希望がございます。

それに対して、国のこの追加で補正を上げ
られています3割補助も加えまして、ハウスの
復旧については、希望があればみんな対応
するというような姿勢で今進めております。
まだ市町村と精査中でございますので、結果
はまだ確定はしていませんけれども。

それともう1つ、ハウス以外に作物の被害
が結構ございましたのですが、これに対しま
す予算としては、約1億5,000万ほどの予算
を措置しまして、農薬散布であるとか、回復
の手だてをやっております。

これに対しては、ほぼ1億4,000万ほどの希望が上がってきました。肥料を施肥したり、農薬で病害虫の防除をしたりという、あるいは防風ネットとか、そういった手だてに今使われるということで、かなり現場のほうで活用をいただいているという状況でございます。

以上でございます。

○吉永和世委員 対応いただいているのはもう十分わかります。まあ、行政ですから、できること、できないことというのはあると思うんですけども、やっぱりこういう台風によってやる気をなくしてしまうというのは非常にあってはならないことだというふうに思うので、そこら辺の気持ちの上での対応といましようか、前向きに希望を持ってやれるような、そういった部分もしっかりとケアをしていただいて、前に進めるような、そういった環境を引き続きやっていただくようお願いしたいというふうに思います。

○前川収委員 今回の15号台風災害の災害復旧費のスキームをもう一回、あれは9月議会が終わった後に決まったかなと思っていますけれども、確認させていただきたいんですけども、国が3割、それから残り2割、2割で市町村と県が見るという話で、その後交付金か何かで裏打ちがあるという話まで聞いておりましたけれども、その辺のスキームをもう一回教えていただけませんか。もちろん、共済分は別でいいですよ。

○潮崎園芸課長 ハウスの復旧につきましては、まず県単で措置すると。これは、再建する価格から共済を省いた残りに対して、県が2割、市町村が2割という割合です。その後、国の経営体事業の適用がございまして、きょう補正で出ておりますけれども、これは再建価格全体に対しての3割以内ということ

でございます。

○前川収委員 ということは3割ですね。

再建価格全体のというのは、要は2足す2足す3は7だから、70%、7割補助にはならないわけですかね。そこをちょっと教えてください。

○潮崎園芸課長 3足す2足す2で単純に7というふうに考えがちなんですけれども、言いましたように、県と市町村の分は共済額を除きますから、実質4割じゃなくて、少し落ちるんですね。ですから、国は3割出ますから……

○前川収委員 共済を含めて。

○潮崎園芸課長 国は共済を含めて3割出ますので、実質3プラス2か2.5ぐらい実質的にはなりますので、合わせると5.5割から6割の間ぐらいという感じのイメージで持っていただければと思います。

○前川収委員 そうなんですか。私は、済みません、そのところが少しわからずに、2足す2足す3だけ、7割は多分公共が見るとのことだというふうに思っていましたけれども、全体ということなんですか、共済を含めて。

じゃあ、共済が来る人は、物すごく補助率は上がるんじゃないですか。共済額を除いて4割でしょう。それにまた乗るわけでしょう、国の3割というのは、共済を含めた額……

○潮崎園芸課長 園芸課ですけれども、共済に加入している人は、今言いました国が3割、県と市町村で合わせて5から6割の間になりますけれども、それに共済が乗っかってくるということになります。共済に加入して

いない方は、国と県と市町村の分だけですので、全体の5割から6割ぐらいの間というイメージになります。

○前川収委員 何年か前に、阿蘇が降雪、雪で補助がありましたね、あの災害があつて。あのときとはやっぱり少し違いますね、じゃあ。あのときと同じスキームに結果としてなつたと私は思っていたんですけども。

○吉野担い手・企業参入支援課長 担い手・企業参入支援課でございます。

あの雪の被害のときは、国のほうが事業費の5割、経営体育成支援事業が事業費の5割、それから単県のほうも2割、それから市町村が、まあやつたところ、やってないところあるようですけれども、2割というような、これも事業費のということでしたので、あのときは単純に5足す2足す2というようなスキームでございました。

今回は、経営体育成支援事業は3割、これは事業費の3割でございますけれども、単県の部分は、前もって共済を引いた値への2割、市町村も2割ということですので、まあ共済をどれだけもらうかによってちょっと差はできますけれども、理論値というか、計算してみると、大体事業費に対する5.5とか、それぐらいの割合になろうかというふうに思います。少し雪害のときとは違います。

○前川収委員 もう1ついいですか。

その分で市町村負担分と県負担分を、まあ予算の裏づけをちゃんと交付税か何かでやりますという話まで聞いていたんですけども、その情報は入っていますか。

○吉野担い手・企業参入支援課長 それにつきましても、農林水産省のほうで、支援対策という中で、関係地方公共団体における対応等の実情を十分に踏まえ、地方公共団体の財

政運用に支障が生じることはないよう、これらの対策の内容に応じ、特別交付税で適切に対応するというような一文がつけられておりますので、実情を十分に踏まえとかいうところはありますけれども、一応そのとおりに読めば、県、それから市町村の持ち出しの部分については、特別交付税で対応していきまふということかなというふうに考えております。

○前川収委員 わかりました。

○山口ゆたか副委員長 済みません、台風災害にちょっと関連してお尋ねですけれども、管内視察、災害の視察の折に、梨農家において、来年度の収量に影響を与える不時開花の話が、すごく農家の皆さん懸念されておつたですけれども、今状況としてはどういう状況なんですか、教えてください。

○潮崎園芸課長 園芸課です。

氷川の吉野梨で不時開花が心配されるということから、来年の花芽を確保するために、県の予算でも、その花芽を接ぐ予算を措置いたしました。

その後の状況としましては、一部やはり標高の高い部分に関して、かなりやっぱり葉っぱの落ち方がひどいということで、一部不時開花が見られました。ただ、全体としては、ごく一部だったということで、産地として来年の花芽が足りないと、花芽接ぎせないかぬというところまではいかなかったという結果でございます。

○山口ゆたか副委員長 一部ということで安堵はするんですけども、その一部花が咲いてしまった農家には、何か支援というのはどういふふうなあり方が考えられるんですか。

○潮崎園芸課長 不時開花した農家に対しては、来年の花芽が少なくなりますので、当然

その分収量が減ってくるということになりますので、梨の木の回復につきましては、肥料だとか液肥だとか、そういう木を回復させるための予算は、今回の台風の予算で活用をいただいています。ただ、その収量の減に対しては、資金的な対応が中心になるのかなというふうに思っています。

○浦田祐三子委員長 ちょっと私も関連というか、台風の被害についての関連でちょっとお尋ねしたいんですけども、先ほど吉永委員からも指摘がありましたけれども、今回の台風災害で離農される方がいらっしゃるんじゃないかというのを一番心配していたんですけども、実際、そういった離農された農家の方とかいらっしゃるのか、お尋ねしたいんですけども。

○潮崎園芸課長 園芸課ですけれども、まだ離農をしたという話は、情報は聞いていません。ただ、ハウスを復旧する中で、何と申しますか、今回の台風の県の予算では、共済に加入していない方は、来年度末までには加入してくださいというのを1つの条件としているところがございまして、それで、簡易なハウスが潰れちゃったと、それを復旧するにはやはり共済に加入せないかぬならば、共済の加入金のほうが高くつくから、もう潰れたハウスの復旧はちょっと諦めたとか、そういうのが何件かあったとかいうのは市町村のほうから聞いています。ただ、離農したと、これを契機にやめたという話はまだ聞いていません。

以上です。

○浦田祐三子委員長 じゃあ、引き続きの御対応をよろしく願いいたします。

ほかに質疑はございませんか。

○岩本浩治委員 先ほど前川先生もお聞きに

なりましたが、阿蘇がせんだって100町歩近くの集積ができてまして、阿蘇の谷のほうはそういうふうになっていくんだろうと思うんですが、その中で、まあ阿蘇を例にとりますと、波野地区のそれこそ山間地、これの集積を今後どう進めていくのかな。逆に、波野地区は、本当後継不足で後継者がいなくなってきたという中で、山間の波野地区がどうなんだろうと私なりに考えるんですが、県としてはどういうふうなことでお考えかな、また、計画にどういうふうな導入をされるのかなというふうに思っております。

それともう一つは、農事法人で、コスト削減、担い手の後継づくりというようなことになっていますが、やはり法人になりましたら、従業員という格好になってきて、毎月給料、身分保障する給料を払わないいけない。その中で、阿蘇は米が1回しかとれぬわけですね。あとは園芸とかやるということですが、そういう部分での身分保障的な経営指導とかいう部分は、果たしてされているのかなという感じもちょっとしてならぬかったもので、そちらのほうもお教えいただければと思います。

○川口農地・農業振興課長 まず、波野地区のお話からさせていただきたいと思います。

確かに、あそこは畑地帯で、後継者がいらっしゃるらないところがございまして。そういう状況の中で、9月補正だったと思いますけれども、地方創生の交付金を活用しまして、広域的な法人をそれぞれ後継者がいないところに持っていくという予算を通させていただきました。

波野地区につきましては、今、市のほうとその法人のほうで話し合いが進んでおりまして、今月の17日、市のほうと再度打ち合わせをする予定になっています。そういうところについては、やっぱりよそから持ってくるというのが1つです。

それともう1つ、要はコスト削減の話の中で、従業員の身分保障の話がございました。今まで県の重点地区の中でできたところの状況を申し上げますと、毎月毎月の給与という形で支払いはございません。要は、米、麦、大豆のそれぞれの収穫時期に応じまして、その面積、それとかかわった時間、それによりまして充当配分するような形になっておりまして、今までの農家の手取りと申しますか、収入のあり方とそこは変わったところはございません。

○岩本浩治委員 よそから持ってくるというのは私もちょっと聞いているんですが、よそのところでトマトを栽培される方が、波野に来てやりたいというような話も聞いております。

できれば地元の方がやっぱりそういうふうに、阿蘇谷の人が波野のほうでやるとかいう、そういう部分ができないのかなとは思いますが、結局、よその人が来てやっていただけですからね。何か耕作放棄地にならないだけであって、何かそういうようにちょっと感じておるんですが。

○吉野担い手・企業参入支援課長 担い手・企業参入支援課でございます。

おっしゃいますとおり、阿蘇の波野地域の方が、できるだけ自前でといいますか、あるいは阿蘇の市内のほうからというのが一番望ましいことだろうと思います。

それに向けて、例えば、もし波野のような地域のところでも営農組織のような形がとれるのであれば、まずはその地域で農地を守っていくというふうなことが一番ですので、そういう組織づくりとか、そういうものについて我々も支援もしておりますし、今後も中山間地域のほうに少し目を向けながら、もっと強化をしてまいりたいというふうに思っております。

ただ、どうしてもそれだけでは使い手、担い手の方が不足するというのも出てくる部分もあるかと思えます。これは県内全体で考えまして、今おっしゃいましたトマトのリレー出荷とか、そういう中で農地をしっかりと保全して使っていくというような形をとってまいりたいというふうに思っております。

○浦田祐三子委員長 ほかに質疑は。

○磯田毅委員 先日、有八の特別委員会で、滝川教授だったですかね、お話聞いて、まあびっくりしたのもあったんですけども、アサリの——海の中を耕すのは何と言うんですか……（「耕うん」と呼ぶ者あり）耕うんですかね。それが余りたけにならぬとか、それから、覆砂事業も、どれだけ効果があるのかわかりにくいという話を聞いたんですけども、実は今の、まあ来年の春に向けたアサリの状況は非常に何かいいということ聞いたんですけども、その状況と、もう一つは、これまで正組合員だった人が、アサリをもう3年半——何か証明というんですか、販売証明を取れぬと正組合員から外されるという話を聞いたんですけども、それだけアサリがとれない状況が何年も続いて、正組合員から外されるという状況を聞いたんですけども、そののところはどうなのかという、2つの点についてお聞きします。

○木村水産振興課長 アサリの発生状況につきましてでございますが、有明海におきましては、緑川、白川、菊池川河口域において、例年はない発生が見られております。これはほかの佐賀県、福岡県でも同時に発生しておりますので、この発生した稚貝を今後どういうふうに保護し、育成していこうかということで、今漁業者のほうと打ち合わせを行っているような状況でございます。

○山口団体支援課長 団体支援課でございます。

委員から御質問がありました、3年間以上売り上げ伝票を用意しないと正組合員資格が外れるということですが、これは具体的に言いますと、法律で年間90日、正確に言いますと、90日から120日の間で定款で定める日数以上漁業に従事することという正組合員資格が要件づけられております。御承知かもしれませんが、3年前、新聞紙上で正確に適用してないじゃないかというようなことで問題になりまして、これを法律どおりきちっとやってくれということで、この3年間、ずっと指導してまいりました。

おっしゃるように、災害等で一時的にとれない場合は、3年間は猶予するというのがあるんですけども、そうでない限りは、資格審査は毎年、前年の漁業従事日数に応じて、正組合員資格もしくは准組合員資格に資格審査を毎年する必要がございます。恐らくそのことだろうと思っておりますけれども、逆に90日以上出れば、准組合員から当然正組合員資格にまた資格が変わりますので、ここのところはもう法律要件だということで御理解いただきたいというふうに思います。

○磯田毅委員 非常に難しい点ですね、そこは。とれないのに船で出ていくとかいう部分についてもありますし、逆の面でも、そういった難しさがよくわかりました。

○山本秀久委員 今、大体皆さんの発言をずっと聞いてきたわけだけでも、大体皆さんは各課で努力をしていることはよくわかります。でも、一つの予算というものは、どれだけの問題で、どれだけのことに事が進むかということ、よく考えた上で予算を計上されているだろうとは思いますが、そういう点はなかなか自分たちの思うような予算というのはつくものか、つかないものか。横の連携

を保ちながら予算を計上する場合があると思うんですけども、それで何か問題点がありますか、そういう点で。困っているものの中に、各課で。

○白石農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

委員の今の御質問にちょっとお答えになっているかというのはわかりませんが、農林水産部全体で、まあ農と林と水とそれぞれございまして、まさしく今蒲島農政の中で農林水産業、稼げる農林水産業ということで、しっかり連携をとって予算を組むようにしておりますので、農地集積、それから6次産業化などの取り組みとか、横の連携をしっかりとって今やっているところでございます。

○濱田農林水産部長 1つ、今時代が変わっておりますのは、例えば前川委員からも今御指摘があった中山間地対策、それから、今議論になった台風対策、こういったものでも、昔は品目別にこの予算を上げていけばよかったんですけども、今は、それはやっぱり地域の視点から逆に見て、複合的にやっぱりいろんな支援策が欲しい、同じ人でも、果樹もしとれば野菜もしとるという人もあるわけで、こういった人視点、地域視点の予算をやっぱり組んでいかないかぬと思っています。

我々も、それに対応して、いろいろ事柄が起きましたら、各課連携して一緒に話し合っ、PTを挙げて予算を組むわけですけども、どうもその縦割りというのは、やっぱりいま一つなかなか打破できないところではあるかなというふうに思っています。これは、もうこれからももっと連携を強めていかないかぬという思いがあります。

それと、もう1つ、我々、いろんな県としての振興施策をしていく中で、いかんともしがたい国の支援策の欠如というのがやっぱり一つ我々のネックであります。もうこれは代

表的に言えばNN、農業基盤整備事業でございますが、やはり熊本県の全ての今の農業振興の基礎は、やっぱり基盤整備であったろうというふうに思います。ここが大変に細っている。あるいは強い農業づくり交付金にしても、熊本県、先んじてすごく使って活用してこんな強い熊本をつくってききましたけれども、こういった国の補助金がすごく細っている。これは公共事業いじめというのもあるかもしれないけれども、こういったやはり国の大きな流れの中でちょっともがいているというところはございます。そうしたところが、今のところ、我々の頭の中にあるちょっと悩みどころというところだと思います。

○山本秀久委員 今いろいろ聞いていると、そういう点の問題点というのが、やっぱり熊本県としては、熊本県なりの今までの流れがあつとるわけだから、そこをよく理解し、もう一回検討し直す面も出てくるんじゃないかと思う。特に、今、蒲島知事は、稼げる農業、もうかる農業というキャッチフレーズを持っているわけだから、そのもうかる部分、状態がつかれるのか、つかれないのか、そういう点何が問題点がそこにあるのか、そういう点がよくわからぬ点があるわけですよ。

だから、我々も、その地域性をずっと見た場合に、いろいろ個人的、農業の中にも個人的に使う方が多過ぎる。だから、その集結するのがなかなか難しい面があるような感じがしてならないんですよ。だから、そこでふるいにかけるやつとふるいにかけれないやつというものを十分に考えていかぬと、みんなおかしくなってしまうんだ。生かす農業でなきゃならぬ。もうかる農業にするには、やっぱりその地域性の一つの集積をひとつ十分に考えてやっていかぬと、何でもかんでもこうだこうだとやっとならぬと私は思うよ。だから、そこは、ある程度切るところは切って、そして、その切ったところがカ

バーできるような問題点というのに方針を変えるべき問題がありやせぬかと私はつくづく考えているわけだ。だから、そこをよく十二分に今後考えてほしいと私は思います。

だから、予算の使い方も、ただむやみにばらまくんじゃないで、ここでこれだけいけばこの分まで生きるんじゃないかなとか、そういう地域が生きるんじゃないかなという点があると思うんだ。そういう点、よくやっぱりメスを入れるべきところはメスを入れるべきじゃないかなと思います。

以上、そういう考え方でやっていただければなと思う。もし予算が足りない場合は、我々にどんどん言ってくださいよ。できるかできないかは別。ばんばん、幹事長もおるから、ともに請求するから。熊本のために我々は、やらなきゃならぬことはやらなきゃならぬ状態だから。だから、何でも遠慮なしに。幹事長は、特にそういう点は頑張ってください。

○前川収委員 頑張ります。

○浦田祐三子委員長 もうよろしいですか。

○山本秀久委員 意味がわかってくれたかな。

○浦田祐三子委員長 ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 じゃあ、質疑はないようですので、これで終了いたしたいと思えます。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号について、採決したいと思います。

議案第1号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りします。

議事次第に記載の事項につきまして、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他の報告事項に入ります。

報告の申し出が2件あっております。担当課長から説明を受けた後に、質疑を受けたいと思います。

それでは、報告1、新規就農者の状況について、説明をお願いします。

○吉野担い手・企業参入支援課長 担い手・企業参入支援課でございます。

新規就農者の状況を取りまとめましたので、御報告させていただきます。

資料は、別冊でお配りしているものでございます。

この調査は、平成27年5月1日時点で、過去1年間の就農状況について取りまとめたものでございます。

1ページをお願いいたします。

県内の新規就農者数は、前年度比6人減の311人となりました。3年連続で300人を上回っております。

内訳といたしましては、新規学卒就農者は10人増の63人、Uターン就農者、農家出身の方で、一旦他産業についた上で農業に回帰された方をそう呼んでおりますけれども、このような方が24人減の124人となります。この2つを加えました、いわゆる親元就農者は187人で、全体の6割を占めております。また、農業外からの新規参入者は8人増の124人で、過去最高を更新してございます。

年齢別でございます。下のグラフですけれども、45歳未満の青年層が281人と、全体の9割超を占めております。特に、Uターン就農者におきまして、45歳未満の割合が、昨年と比較して8%上昇しております。

次、2ページをお願いいたします。

営農類型別で見ますと、施設野菜が106人と最も多く、全体の3分の1以上を占めております。次いで、露地野菜、果樹類、稲作等という順になってございます。

次に、新規就農者の青年就農給付金の活用状況について御説明いたします。

青年就農給付金は、就農準備のための研修中の者及び経営が不安定な経営開始5年以内の者に対しまして、研修や就農に専念できますように、年間150万円を給付する国の支援制度でございます。

活用状況を見ますと、新規就農者のうち110人がこの給付金を活用しております。新規就農者の35%、特に農業外からの新規参入者につきましては、63%の者が活用しております。新規就農をしっかりと後押ししているんじゃないかと考えております。

また、参考でございます。26年度の青年就農給付金受給者の状況ですけれども、25年度に続きまして、2年連続で本県が全国第1位の数ということになってございます。

3ページをお願いいたします。

新規就農者の定着状況でございます。

平成22年度から26年度までの新規就農者の離職状況をまとめております。

就農から5年目に当たります平成22年度の就農者で見ますと、離農率は5.6%でございます。少し古いデータではございますけれども、全国平均が7.5%ということですので、これに比べますと、本県の離農率は低くなっております。

また、親元就農と新規就農者を比較いたしますと、年度によってでこぼこはございますが、全体的な傾向としては、新規参入者の離

農率のほうが高い傾向にあります。

最後に、農業法人等の新規雇用就農数について御説明いたします。

これは自営就農ではなくて、農業法人等に雇われる形で新規就農した者の数でございます。全体的な雇用情勢の改善の影響も受けまして、前年より34人減の214名ということになっております。

就農先を見ますと、農業法人88社で164人を雇用、また、参入企業15社で41人を雇用しておりまして、この農業法人、参入企業で新規雇用就農者の約96%に当たります205人を新たに雇用しております。

今後とも、新規就農者の確保、育成にしっかりと取り組んでまいります。

報告は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○浦田祐三子委員長 次に、報告2、平成26年度の野生鳥獣による被害状況について、説明をお願いします。

○村山むらづくり課長 (2)の平成26年度の野生鳥獣による被害状況についての資料をごらんください。

平成26年度の野生鳥獣による被害状況についての速報値が取りまとまりましたので御報告させていただきます。

本委員会終了後、公表させていただく予定でございます。なお、確定値については、国が1月以降に公表する予定であり、同じタイミングで県からも公表する予定でございます。

まず、1ページをごらんください。

農作物の被害状況でございますが、平成26年度における鳥獣による農作物被害額は4億7,200万円となり、前年度より微増しております。平成23年度以降減少傾向にはございますが、依然として高い水準にある状況でございます。

主な鳥獣の被害割合でございますが、やはりイノシシが圧倒的に多く63%、次に多いのがカラス15%、鹿は9%でございます。

増減の主な理由でございますが、イノシシに関しては、一部地域において被害地域の拡大が見られました。特に、水稻、野菜への被害が増加してございます。ヒヨドリに関しては、前年度に比べ飛来が多かったことが原因であり、カラス被害の減少は、生息環境の整備や有害捕獲等、総合的な対策の効果であると考えております。

次に、2ページをごらんください。

地域別被害額の推移でございますが、八代、上益城、球磨、天草において被害額が増加しております。

作物別では、果樹、野菜、米と、均等に被害がっております。

次に、森林被害の内容です。

平成26年度新規被害面積の推定値ですが、1,086ヘクタールです。平成20年度以降は、約1,000ヘクタール程度で推移してございます。

以上が被害状況の概要でございますが、3ページに、参考に、鳥獣被害対策に係る関連データを添付しております。

今後とも、鳥獣被害の低減に向けまして、関連部局間の情報交換や連携強化を図りながら、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○浦田祐三子委員長 以上で執行部の説明が終了いたしました。

それでは、質疑に入りたいと思います。

質疑は。

○前川収委員 新規就農のほうなんですけれども、全国で一番就農していただいていることはとてもありがたいことで、どんどん就農者がふえてくることを願っておりますが、直

接的じゃありませんけれども、例えば施設園芸もそうでしょうけれども、肥育とか畜産関係ですね。莫大な資金投入をしてつくった農業用施設があって、お子さんが、まあ多分そこは継承していくんだろということ、新規就農なさいます。今度は、親元就農が、経営主体が親から子供に移行するときに、不動産、動産の莫大な相続の関係が出てくるという話をちょっと聞いたんですけども、牛1頭が50万も60万も動産資産としてあるわけでしょう、資産としては。それから、畜舎自体も物すごくお金がかかっている。それは事業承継ですから、お亡くなりになってじゃなくて、途中でやるわけですから、贈与ですよ。生前贈与みたいな感じになって、それを引き継ぐのに物すごい贈与税を払わなきゃならないという話をちょっと聞いたことがあって、まあ税制上の問題がどうなっているのかよく私はわかりませんが、一般に何かそういうことが仮にあるとすれば、物すごい——そもそも借金まで一緒に全部肩がわりするわけですけども、新しい資金が必要になるという話をちょっと聞いたことがあります。中小企業、零細企業については、事業承継は、余り在庫分は資産にしないとか、何かそういう減免措置みたいなやつがあるみたいなんですけども、農業のほうはどうなっていますか。誰かわかりますか、そのことを。

○川口農地・農業振興課長 農地のほうでちょっと御説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

○前川収委員 大したことなかばってんな、どうぞ。

○川口農地・農業振興課長 贈与税の猶予制度というのがございます。熊本県下で、今1,000戸の人たちが贈与税の納税猶予を受けておられます。それともう一つは、相続税につ

いて、200戸ございます。ただ、この200戸につきましても、熊本市内、八代市内、要はある程度土地の高いところが相続税の納税猶予を受けておられます。

相続税につきましても、600万という形の控除額がございますし、非常に大きいものがございます。ただし、贈与税につきましても、もともと110万という形のものがございまして、年間の贈与までいいものが。こちらのほうのやっぱり適用が多くなっておりまして、当然動産、不動産含めてのもので、こちらの対象になる人たちは非常に多くなっていくかなというふうに考えています。

済みません、以上です。

○前川収委員 新規就農者をしっかりつけて、次世代の後継者に渡していくというのは当然の営みなんですけれども、そこにやっぱり税制上の問題がかなり深刻な問題として生まれてくるという視点を、ぜひ皆さんで共有してもらいたいと思っていますし、これは当然税制ですから、国のほうに働きかけを始めなきゃいけないと思っていますけれども、就農者が親元就農をしてその事業を引き継ぐときに、当然、例えば牛が今酪農だったら200頭、肥育でも300頭、何百頭と持っているんですよ。これは動産資産ですよ。これは資産継承を多分しなきゃいけない。それを受け取る、名義を変えるときには、多分税金が発生する。当然、大きな施設を持っているんですよ。その施設——農地は割と安いほうだと思いますよ、単価から見ればですね。それは広さによるんですけども。建物を今度は受け取るわけでしょう。残したままだと、今度は親御さんにはたしか農業者年金が行かなくなってしまうので、やっぱりそこはちゃんと移行せないかぬと。そういうときに、どの程度のいわゆる税金が発生しているのか、それをぜひ一回しっかり調べてもらいたいと思っています。

それが大きいことが、結果として農業を続けていくことの弊害になっているんじゃないかと。親元だったら何か優遇措置があるんだろうとは思いますが、親子の関係であったら。赤の他人だったら、これは普通の動産、不動産という視点になるのかもしれませんが。それでも、赤の他人でも、施設を生かして農業をやっていくという人があれば、我々としては、いいことです。やらせてほしいんですけれども、そういったしっかり新規就農者をふやしていく、この政策は当然継続してやってもらいたいということと同時に、農業をするための必要な施設が、農地も含めて、継承されるときに発生する税金が、次の世代に農家が移行していくときの弊害になるということについて、ちょっと一回調べてほしいなということが1つ。

それともう1つは、新規就農者、就農後の離農状態を言ってもらっていますが、5年目まではたしか150万ですかね、年間。来ていますね、就農支援金みたいなやつが。問題は、この以降ですね、6年目以降。年間150万といえば、それは給料として見ても、月10万以上ですから、いいんですけれども、この6年目以降がやっぱりどうなるかをしっかり見とかなないと、その就農支援金がなくなった後からが本当に定着しているかどうかというふうに思っていますので、そこはしっかり見てもらいたいと思います。

○吉野担い手・企業参入支援課長 担い手・企業参入支援課でございます。

まず、先ほどの経営継承のときの税金のお話でございますけれども、ことしから、担い手課といたしましても、その経営継承というのが、高齢化も進んでいる中で、非常に重要な視点だというふうなことから、経営継承についての講演会といいますか、それから、専門家、これは税理士も含めて、そういう方を入れての勉強会を、実際経営者の方に参加

していただく形で実施を始めました。

そういう中で、専門家の方のテクニックと申しますか、そういうことも含めまして、経営者の方にしっかりと勉強をしていただきたいというふうに思います。繰り延べとか、何か措置がありました。ちょっと今覚えておりませんが、そういういろいろ勉強を今後もしっかり続けていくように、県としても支援をしてまいりたいと思います。

それから、今の青年就農給付金の5年目以降のことです。これにつきましては、同じような考えといいますか、気持ちを持っております。5年間は150万で何とかやれたにしても、その後しっかりやっていけるように、その間に、各振興局とかJAとか、そういうところとも協力をしながら、しっかり技術を身につけていただくように支援してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○前川収委員 6年目以降はしっかりまた注視していただきたいと思っておりますし、事業を承継していく上で、基本的には借金まで一緒に全部を負わなきゃならないわけですね。親が施設投資をしたときに、多分、まあよっぽど経営がいいところは借金はなくなって、事業だけをとる、形だけを承継するということになるでしょうけれども、借金は背負わなにかんわ、税金は払わないかぬわというそんな話になると、やっぱりもうやめたと、ほかに給料もらいよったがよかけん、もうよそに行こうと、そういうことになりがちだと思いますので、僕はそういうデータが欲しいんですよ。

やっぱりTPPも含めて、日本の農業を守るという大きな看板で我が国は進んでいこうとしているわけですから、だったら若手の皆さん方が農業に参入して行って、そして親元就農を経た上で事業承継をしていくと、事業承継していくときには、税の優遇措置ぐらい

はちゃんをつくれよと、そこはちゃんとそういう条件を整備した上で、継続しやすい環境をつくるためにそういった措置が必要じゃないかというアピールを、もうそろそろ地方から始めていいんじゃないかなと思ってまして、それをアピールするためには、やっぱりデータがないと、なぜですかというのがわかりませんので、私の周りは結構畜産農家が多いんですよ。御存じのとおり、菊池は。そうしたら、もう莫大な税金を払わないかぬならやめたと、そういうのがありますから。だって、生き物だって動産なんですね。動産としてちゃんと資産計上されるということらしいので、そういうところについてちょっと研究してみてください。お願いします。

○山本秀久委員 今の関連ですけれども、この問題は本当に真剣にとってくれないと、後継者が育たないんですよ。これはもう実際。

それと違うけれども、私の友達が、大阪の人間だったんですけれども、三菱銀行に勤めた男だったんですけども、おやじがぼっくり死んだわけだ。そうしたら、給料が幾らかな、サラリーマンだから20~30万ぐらいの給料だったと思う。その人が相続をしなきゃならなかった。そのおやじの残した土地が大阪だったから、15億の資産だった。15億の資産だったため、相続税が払えないわけですよ。売れなきゃ払えない。だから、物納しなきゃならない。そういうふうにして、ただサラリーマンになって、15億の資産の息子でありながら、たった20~30万のサラリーマンで終わってしまうと、そういうことになってしまったんだ。

だから、今前川委員が言ったように、せっかく熊本のためにそうやって生産しようとする農家が潰れるようなことがあっては、おかしな話なんだ。だから、今でもそれを検討されとった方がいいと思いますよ。

これは、私自身も、正直言って15年相続税

で苦しんだんだから。何とかできたからいいようなものだけれども、本当にそういうものなんです。特に、農家の広い土地を持った人たちなんか。やっぱりそれから先の農業というのは潰れてしまって、農業もだめになって、自給自足の体制が崩壊してしまうんだ。そういう点よく吟味してくださいよ。それと、実際やった人間でないとわからない、その苦しみは。本当に15年間苦しみ抜いたってことだから、大変なものですよ。

○濱田農林水産部長 非常に大事な御指摘をいただきました。

実は、担い手課長も申し上げたんですけれども、この問題意識は我々も持っております。もう担い手が高齢化して、次なる世代に、これはもう少数精鋭の世代に渡していくには、やっぱりそういった事態が非常に起きるとするのは当たり前のごさいます。

そういった実態を含めて、前川委員おっしゃったように、国への税制改正の要望も含めて、県としてダイナミックに若い担い手にどう移していくかというところを提案できるように、地域の実情を踏まえて、しっかりと調査をして、提言ができるようにしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○前川収委員 よろしく願いいたします。

○山本秀久委員 後継者には、できるだけそういうのを残して、生き残れるようにしてやってくださいよ。そうしないと農業は発展しない。

○浦田祐三子委員長 ぜひ早急に取りまとめをしていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

ほかに質疑はございませんか。

○岩本浩治委員 ちょっと私はわからないと

ころがありまして、青年就農給付金以外で、新規就農、親元就農の場合に、何と申しますか、給付金があると聞いておるのですが、それはあるんですかね、ないんでしょうか。

○吉野担い手・企業参入支援課長 青年就農給付金以外ですと、本人さんに給付金という形でいく——親元就農の場合はないんじゃないかなと思います。会社に雇われて、新規就農者がその会社に入るといときは、農の雇用という、別の、新しい会社に入って、一定期間研修するために給付しますというのがあるんですけれども、親元に新規就農された場合は、もうこの青年就農給付金のみではないかなというふうに感じています。

○岩本浩治委員 御夫婦だったら1.5倍になるという話も聞きましたが、ちょっとそれを教えていただければと思います。

○吉野担い手・企業参入支援課長 青年就農給付金を夫婦で受給されますと1.5倍です。2人だから2倍ではなくて、1.5倍ということにされております。

それから、先ほどのお話ですけれども、南阿蘇村等は、青年就農給付金とは別に、村でそういう給付制度を持っているということのようでございます。

○岩本浩治委員 実はせんだって、磯田先生に御相談したんですね。阿蘇で新規就農をするのに、最初から新品のビニールハウスを買う部分、機械の新品を買う部分というのが非常にリスクがあり過ぎるということで、何かないかなという御相談がありまして、ちょうど磯田先生に聞きまして、すぐ農水のほうに確認しましたら、それはJAが窓口になっていて、たまたま阿蘇のJAはなかったと。県下で4つぐらいのJAさんが、中古とか離農した方々の情報発信をして、それを買う、買

わぬという部分をやっているということでしたので。

○吉野担い手・企業参入支援課長 担い手・企業参入支援課でございます。

済みません、今の新しく新規参入者の方が始めるときに、給付金ではないんですけれども、例えばハウスの中古を借りるとか、それとか少し手直しするとか、そういうものにつきましては、県のほうで、これはしっかり定着していただくために、そこのところは就農開始から2年間はそういうものについても補助を差し上げております。済みません、これは青年就農給付金とは別です。

○岩本浩治委員 金額は大体どのくらいですか。

○吉野担い手・企業参入支援課長 定額ですけれども、上限70万です。

○岩本浩治委員 何か250万という話も私聞いたんですけれどもね。だから、この青年就農給付金の金額なのかなと思ったりしていたもので、じゃなくてですね。わかりました。

○浦田祐三子委員長 ほかに質疑はございませんか。

○吉永和世委員 さっき前川先生から出たのと、今の岩本先生から出たのと共通するんですけれども、新規参入者の離職率がさっき高いという話があったんですけれども、個人個人いろんな原因があるかというふうに思うんですけれども、共通した原因というのがもしあるとするならば、そういったものにはしっかり目を向けて、一つ一つ解決していくということが大事かなというふうに思うので、そういった部分に、まあ取り組んでいらっしゃるのかもしれませんが、そういったところの

追跡もしっかりとやっていただいて、課題をちょっと取り除いてあげるような、そういった取り組みも必要かなと思うので、できればそういった方向でちょっと頑張ってもらえばなというように思います。

○吉野担い手・企業参入支援課長 担い手・企業参入支援課でございます。

新規参入者、新規就農者の支援につきましては、振興局とか市町村等と、それからJA等、それから地域営農アドバイザーの方たちと連携しまして巡回指導等を行って、技術面あるいは精神的な面のサポートを今も行っております。

そういう取り組みを強化していくとともに、今後やりたいと思っておりますのが、新規就農者の方を一堂に会した意見交換会を行って、そこで悩みとか課題とか、そういうことをしっかり把握して対応していきたいなというふうに考えております。

○吉永和世委員 ぜひお願いします。

○山口ゆたか副委員長 鳥獣の被害についてちょっと質問をさせていただきます。

私が暮らす地域でも、3年ぐらい前からイノシシの被害が出ているんですが、イノシシ被害で皆さんも善処され、そしてまた農家の皆さんも、交付金等を利用して防護柵を設置されたり、そしてまた狩猟免許を取られて自発的に頑張っていられるんですけども、最近見ている、防護柵の効果は一定程度あるのかなと思っておりますが、この防護柵を張ってしまうと、実はイノシシってまた違うところに移っていくんですよね。今まで被害がなかった、先日もちょっと今まで全然被害が言われてない地域に行くと、最近3頭、4頭とイノシシが出てきたということで、また悩みがふえてきたなと思っておりますけれども、なかなか農業被害から照らし合わせ

てその対策を打っていくという、まあどちらかという後追いの方法ですと対策を打っていくのが通例かと思っておりますけれども、もう一度この鳥獣の被害を減らすためという観点から、鳥獣をどう保護するかを社会全体で考えるような形にしたりとか、また、この対策も、そもそももう入ってこれないようなとか、そういった形を一度考えるべきではないかなと思うんですが、皆さんとしてはどうお考えか、ちょっとお尋ねします。

○村山むらづくり課長 委員から御指摘あったような状況が確かにございます。

そういった観点で、県としても、総合的かつ効果的ということを目指して、全庁横断的な鳥獣被害対策プロジェクト会議、こういうものを設置して、関係部署間の情報交換や連携強化を図っているということがございます。

柱として、やはり鳥獣のすみかや餌をなくすだとか、あと鳥獣を農地、林地に入れない、まさにこれがさっきの防護柵だったりすると思うんですが、また、被害を及ぼす鳥獣捕獲、それから最後は、出口としての捕獲した鳥獣をジビエ等で利活用する、こういった4つの柱が大事だと思っております。

確かに、宇土半島のほうとか、イノシシが移動しているのではないかなという推測がなされるわけですが、そういったことで引き続き防護柵、あわせて鳥獣捕獲もしつつ、また、やはり餌場をつくらないと、そういった地域ぐるみの取り組みをしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○山口ゆたか副委員長 何より感じますのは、被害額も微増、そしてまた捕獲頭数もかなり上っているんですけども、肌感覚として減ったという感じは全然感じられないので、そういった意味では、もうちょっと違う視点からこの鳥獣被害の対策に何か打つすべ

はないか、考えていただければと思っております。

あと1点ですけれども、やっぱり鳥獣被害を防ぐためには、捕獲による頭数の管理が必要だなというのは認識しておるんですが、捕獲にも一定の費用とかやっぱり必要だなということで、皆さんも交付金を出していただいて、猟友会等の捕獲に挑まれる方に手当てをしているという状況ですけれども、今までは基金対応だったということをお聞きしておったんですが、今後は、その基金ではなくて、また別の財源を確保して取り組まれるというふうにも聞いておりますけれども、来年度以降、この捕獲に対する支援、交付金等の支援は安定的に確保できそうなのか、ちょっとお尋ねします。

○村山むらづくり課長 委員からもいろいろ御心配をお聞きいたしていただるところでございますけれども、緊急捕獲に係る国の対応として、基金制度を見直されて、交付金対応ということになってございます。

そういった中で、本年度、若干地元で御心配をおかけしていたのが、国からの配分が十分ではなかったというようなことがございます。そういった中で、現在も国のほうで補正予算対応を検討するのかなされているやに聴聞しているんですけれども、そういったものも含めまして、地域のほうに御心配をおかけしないような形で、予算取り等を国には要望していきたいと思っております。

そういったことで、これから概算決定等の動きがございますので、そういったものも見きわめながら、今後の対応もしっかりしてまいりたいと思っております。

以上です。

○浦田祐三子委員長 ほかに質疑はありませんか。

○磯田毅委員 今回の関連ですけれども、対策としては、そういう狩猟とかかわりとかでとるというのもありますけれども、実はフランスあたりでは、狩猟免許者が国家公務員として採用されて、そして、その地域の生育頭数、そういった管理まで含めて、多分500万以上の給与を支払っていると聞きましたけれども、そういう安定的な仕事の中で、そういうイノシシとか鹿とか何かの管理ができていう、そして、それが最終的には食肉としての流通が非常に行き届いていると。普通のお店に行っても、すぐそういったハムとかソーセージとか何かにして売ってあるということで、そういうあれが完結しとつとですけれども、日本の場合は、まだこれは資源としての捉え方が少ないと。例えば鹿なんか、何十キロってあるそうですもんね。それを高齢者の方が銃で撃って、持ち帰るわけにもいかぬという中で、とったしるしだけ、どこか知りません、尻尾かどこか知りませんが、そういったものだけ持ってきて、あとは埋めたり、そのまま放置したりとすることで、利用されとらぬというのを考えれば、まあイノシシではちょっとありますけれども、そういったものを体系的に県の中で構築していくというのが、私は一番、まあ命に対する、尊重するということも含めれば、やっぱりそういった方向に進めるべきだと思いますので、そういった方向は少しずつ出てきてはいますが、それを早目に、早く実現してもらいたいと、これは要望ですけれども、お願いしておきます。

○浦田祐三子委員長 ほかに質疑はありませんか。

○大平雄一委員 地元のことで申しわけないんですけれども、他の地域に比べまして上益城の被害額というのがかなりちょっと大きくなっているように思うんですけれども、これ

は何か原因と、そしてまた、それに対する対策というものは何かございますでしょうか。

○村山むらづくり課長 上益城のほうも、イノシシの被害がふえたというようなことがございます。

そういった中で、他地域と同様、捕獲の取り組みもしっかり進めてございますし、またあわせて地域ぐるみの取り組みというようにすることで、例えば山都のほうとか、そういった取り組みを積極的にしたいというような集落もあるということでございますので、両方また総合的に対策を進めてまいりたいと思っております。

○大平雄一委員 ありがとうございます。

○浦田祐三子委員長 ほかに質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

最後に、その他に入りますが、委員の皆様方から何かございませんか。ありませんか。——なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、要望書が1件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付いたしております。

今回は、来年1月26日火曜日午前10時から、閉会中委員会を開催する予定といたしております。

なお、正式通知につきましては、後日文書で行いますので、よろしく願いいたします。

それでは、これをもちまして第4回農林水産常任委員会を閉会いたします。

ありがとうございます。

午前11時25分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

農林水産常任委員会委員長